

高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下「事業者」という。）への必要な支援として、事業者が再生可能エネルギー設備又は省エネルギー診断を受けた上で実施する省エネルギー設備の導入等脱炭素化に資する取組を開始するに当たり、その要する経費の一部に対して予算の範囲内で高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、事業者における地球温暖化対策の推進及び事業者の持続的成長の実現並びに地域産業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 第7条第1項の規定による事前相談時において、市内に事業所を有していること。
- (2) 市内で営利を目的に継続して事業を営み、かつ、将来にわたって引き続き市内において事業を継続する意思を有するものであること。
- (3) 市税その他の市の徴収金を滞納していないこと。
- (4) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (5) この要綱に基づく補助金を受けていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1の第1欄に掲げる事業であって、同表の第3欄に掲げる要件及び次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 補助対象者が事業を営む市内の事業所で実施する事業であること。
- (2) 別表第1の第1欄に掲げる再生可能エネルギー設備等の導入にあつては、当該事業による設備ごとの二酸化炭素排出量の削減効果が次条の規定による補助対象経費及び別表第2に定める設置工事費の合計額100万円当たり年間1.0t-CO₂以上であり、かつ、事業所内での自家消費による省エネルギー化を主目的とするものであること。
- (3) 別表第1の第1欄に掲げる省エネルギー設備の導入にあつては、当該事業による設備ごとの二酸化炭素排出量の削減効果が次条の規定による補助対象経費及び別表第2に定める設置工事費の合計額100万円当たり年間2.0t-CO₂以上であること（同欄のうち「空調設備」「照明設備」「燃焼設備」「その他省エネルギー効果が得られる設備」については、省エネルギー診断の報告書に基づき既設設備を更新する事業であり、更新後においても既設設備の使用用途と同じであること。）。

- (4) 二酸化炭素排出量の削減効果を定量的に把握できるなど、地球温暖化対策に資すると認められる事業であること。
- (5) 次条に規定する補助対象経費が100万円以上の事業であること。
- (6) 次のいずれにも該当しない事業であること。

ア 居住の用途（共用部等の補助対象となる区分が明確にできない場合を含む。）に該当する部分の設備の導入

イ 中古設備の導入

ウ リース契約による設備の導入

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入に要する費用（次の各号のいずれの要件にも該当する場合に限る。）から、当該費用に係る国、県等の補助金等の収入の額を控除した額とする。この場合において、消費税及び地方消費税に相当する額は含めないものとする。

- (1) 使用目的がこの事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。
- (2) 受理通知日（第7条第2項の規定による通知をした日をいう。以下同じ。）以降に発生し実施期間（第6条に規定する補助対象事業の実施期間をいう。）中に支払が完了した経費であること。
- (3) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費であること。
- (4) 二酸化炭素の排出削減に寄与しない機器若しくは設備又は周辺機器（見える化機器、フェンス・保安用品、法定必需品等）でないこと。
- (5) 数年で定期的に更新する消耗品でないこと。
- (6) 予備品又は予備機でないこと。
- (7) 常時使用されない設備又は使用頻度の少ない設備でないこと。

2 前項に規定する費用を算定する場合において、当該費用に補助対象者の自社製品の調達等に係る費用が含まれるときは、その原価（当該調達等に係る自社製品の製造原価等をいう。以下同じ。）をもって算定するものとする。この場合において、原価を算出することが困難であるときは、補助対象者の自社製品の調達等に係る費用は、補助対象経費となる費用とすることができない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第1の第2欄に掲げる額とする。この場合において、当該額に1万円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（実施期間）

第6条 補助対象事業の実施期間は、受理通知日の属する年度及び当該年度の次年度とする。ただし、事業着手は、受理通知日から1年以内とする。

（交付事前申込み及び受理決定）

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けるに当たっては、高砂市中小事業者脱炭素化設

備等導入促進補助金交付事前申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申込みを行うものとする。この場合においては、補助対象者は、あらかじめ補助対象事業の内容について、事前相談を経なければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費に係る見積書
- (3) 事業内容の分かる資料（位置図、平面図、配置図、設備のカタログ等）
- (4) 二酸化炭素排出量の削減効果の算出資料
- (5) 自家消費率等算出資料（再生可能エネルギー設備の場合）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、その結果について、当該申込みをした補助対象者に対して高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金交付事前申込受理決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（中間報告）

第8条 前条第2項の規定により受理決定を受けた補助対象者（以下「申込受理事業者」という。）は、市長が必要と認めるときは、当該補助事業の実施状況について中間報告をしなければならない。

（変更及び中止）

第9条 申込受理事業者は、補助金の交付申請をするまでの間に、当該受理決定に係る内容の変更又は中止をしようとするときは、高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進事業変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査し、その結果について、当該申請をした申込受理事業者に対して高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進事業変更等承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付申請及び決定）

第10条 申込受理事業者は、補助対象事業を完了したときは、当該完了した日から起算して30日を経過した日又は当該完了した日が3月11日以後の場合においては4月10日のいずれか早い日までに、高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第2号）
- (2) 完成写真
- (3) 契約書等の写し
- (4) 領収書又は支払を証明する書類の写し
- (5) 許認可を受けた場合は、検査済み証書等の写し
- (6) 直近の市税その他の市の徴収金の滞納がないことが確認できる書類
- (7) 事業内容の分かる資料（位置図、平面図、配置図等）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請をした申込受理事業者に対して高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申込受理事業者（以下「補助事業者」という。）は、高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金請求書（様式第8号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（事業完了後の経過報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業を完了した日の属する月の翌月から1年間の省エネルギーの状況及び二酸化炭素排出量の削減効果の算出資料について、補助対象事業を完了した日の属する月の翌月の初日から起算して1年2か月以内に、高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進事業経過報告書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 補助事業者が、補助対象事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間又は補助金の交付決定をした日から起算して5年のいずれか短い期間を経過するまでに継続的な使用を休止し、若しくは廃止し、又は補助対象事業以外の用途に供したとき。
- (4) 前条の高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進事業経過報告書を正当な理由なく提出しないとき。
- (5) その他市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対して高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、高砂市中小事業者脱炭素化設備等導入促進補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

- 2 前項に規定する返還金について、市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年3パーセントの割合で計算した遅延利息を徴するものとする。

(交付制限)

第16条 同一の補助対象者がこの要綱に基づき補助金を受けることができる回数は、1回までとする。

(J-クレジット制度への登録の制限)

第17条 補助対象者は、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第7条第2項の規定による通知を受けている補助対象者に係る補助金の交付については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により効力を失った後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年10月2日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 補助対象事業	2 補助額	3 補助対象要件
① 次に掲げる再生可能エネルギー設備等の導入 ・ 太陽光発電設備（20キロワット以上に限る） ・ 太陽熱発電設備 ・ 風力発電設備 ・ 小水力発電設備 ・ 地熱発電設備 ・ バイオマス発電設備 ・ 上記の発電設備と連携して導入する蓄電池	第4条の規定による補助対象経費の3分の2以内（上限1,000万円）	a 事業所内での自家消費を主とすること。 b 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 c 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告の徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存をすること。 d 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 e 太陽光発電設備の場合は、補助金の交付の対象となる設備の解体、撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行うとともに、発電事業の終了時には、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 f 太陽光発電設備の場合は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
② 次に掲げる省エネルギー設備の導入 ・ 空調設備（複層ガラス、機能性フィルム等空調負荷の低減を目的とした建築物外皮を含む。） ・ 照明設備 ・ 燃焼設備	第4条の規定による補助対象経費の2分の1以内（上限1,000万円）	① 既存設備の更新により機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る設備費を含めないこと。 ② 次のいずれかに該当するものでないこと。 - a 既存設備の更新又はシステム更新に該当しない設備の新規導入 - b 導入後のシステムの容量又は能力が更新の範囲を著しく逸脱する増設設備 - c 少量排出源になるような機器（非常用発電機等） - d 産業・業務用以外の低炭素機器（家庭用エアコン等）

・ その他省エネルギー効果が得られる設備 ・ 業務用燃料電池	e 車両
③ ①又は②に併せて導入するエネルギー管理装置（EMS装置）	

別表第2（第3条関係）

1 設置工事費として算定するもの

1 費目	2 細分	3 内容
設備設置費		事業を行うために直接必要な設備の運搬、調整、据付け等に要する次に定める費用とする。
	材料費	設備の運搬、調整、据付け等に直接必要な材料の購入費をいい、これらに要する運搬費及び保管料を含むものとする。 材料単価については、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とする。この場合においては、根拠となる資料を添付するものとする。
	労務費	設備の据付工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。 労務単価については、毎年度農林水産省及び国土交通省が協議して決定した公共工事設計労務単価表を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とする。この場合においては、根拠となる資料を添付するものとする。

2 設置工事費として算定しないもの

1 費目	2 細分	3 内容
直接工事費	直接経費	① 事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料 ② 事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費及び労務費を除く。）

		③ 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用 ④ その他直接経費として市長が認める費用
間接工事費	共通仮設費	① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬及び移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置及び撤去並びに仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理及び安全施設に要する費用 ⑥ その他共通仮設費として市長が認める費用
	現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費（労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費等）
	一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費その他市長が認める費用
附帯工事費		工事費に付随する必要な工事費その他市長が認める費用
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借受け、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費その他市長が認める費用
測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費その他市長が認める費用